

# 一般社団法人日本住宅ローン診断士協会 定款

平成25年6月22日改訂

平成26年11月1日改訂

平成29年5月25日改訂

平成30年6月28日改訂

令和3年6月24日改訂

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は一般社団法人日本住宅ローン診断士協会（略称：JMP協会）と称する。

2. 当法人は、英文では Japan Mortgage Planners Association（略称：JMPA）と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都中央区日本橋人形町に置く。

(従たる事務所)

当法人は、従たる事務所を、東松島市小松字谷地 223 イオンタウン矢本Ⅱ内に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国民に対して住宅ローンプランニングの重要性を広く普及するとともに、社会の変化に備えて、法令遵守を前提に、生活者の住宅ローン相談に際して中立公正な立場から提案し、媒介業務を行う住宅ローン診断士を養成・認定・登録し、その行為についての倫理的規制を行うことを通じて、国民レベルの住宅資産形成・運用・管理を支援し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営及び関連事業に関する連絡、助言、または支援活動

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 非営利に係る事業

- ① 住宅ローンプランニングに関する知識の啓発と普及事業
- ② 住宅ローンプランニングに関する調査、研究、および情報の提供事業
- ③ 住宅ローン診断士養成・資格認定・登録事業
- ④ 国内外の住宅ローンプランニングに関する関係機関との交流事業

(2) その他の事業

- ① 住宅ローンプランニングに関する書籍の発行事業
- ② 住宅ローンプランニングツールの開発事業

2. 前項第(2)号に掲げる事業は、同項第(1)号に掲げる事業に支障がない限り行うのとし、収益を生じた場合は、同項第(1)号に掲げる事業に充てるものとする。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員および会員

(社員および会員の種類)

第7条 当法人の社員および会員（以下、「会員等」という。）は、次の2種とする。

(1) 正社員

当法人の目的に賛同し、所定の会費を支払って当法人の運営に参画する者であり、入社した者を社員とする。

(2) 賛助会員

①資格認定会員 当法人が認定した下記の会員をいう。

協会認定講師 SCMP (Senior Certified Mortgage Planner)

住宅ローン上級診断士 CMP (Certified Mortgage Planner)

アパートローン診断士 AMP (Apart Mortgage Planner)

住宅ローン診断士 MP (Mortgage Planner)

住宅ローン診断士補 MPフェロー (Mortgage Planning Fellow)

5種類とする。

またこれらの認定資格のうち、領域を示す講師、各診断士の資格内容については、別途社員及び会員規定において定める。

なお、理事会が当法人の設立母体の創設者と認める者は、SCMPの資格を付与する。

②一般賛助会員 個人で、当法人の目的に賛同して、事業に協力する者とする。

③法人賛助会員 法人で、当法人の目的に賛同して、事業に協力するものとする。

- ④特別賛助会員 NAMB、CAMB（下記注参照。以下同じ）との間に締結された相互協力協定に基づき、同2協会の代表理事1名および副代表理事1名（または各会が指名する代理人）の各2名は、理事会の承認のもとに当法人の特別賛助会員と認定する。

（注） NAMBとは、米国モーゲージブローカーの全国組織で National Association of Mortgage Brokers を指す。

CAMBとは、米国モーゲージブローカーのカリフォルニア州の組織で California Association of Mortgage Brokers を指す。

当該協定は、相互協力協定により発効し、当法人、NAMB、CAMBはそれぞれの特別賛助会員を擁する。

当法人の理事会は、外国等の外部団体との協定等の契約において必要あるときは、当該団体の最高責任者2名以内を、当法人の特別賛助会員として、NAMB、CAMBと同様の待遇を与えることができる。

なお、協定に基づき、特別賛助会員の当法人における年会費は無料とし、当法人の主催事業への参加登録費の5名分を上限として無料とする。

（入社及び入会）

第8条 会員等となるものは、理事会において定める社員及び会員規程に基づいて、所定の入会金および年会費（以下、「会費等」という。）を納入しなければならない。

2. 会員等となるものは、暴力団、暴力団員、暴力団との関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の（以下「反社会勢力」という）に該当せず、かつ関係を持たないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、かつ関係を持たないことを確約する。
3. 正社員となるためには社員総会における承認を必要とする。また賛助会員となるためには理事会の承認を必要とする。但し、賛助会員のうち資格認定会員については予め理事会で定めた資格制度に関する規定を満たした場合、理事会の承認は不要とする。

（経費等の負担）

第9条 会員等は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 社員等は、会費等を納入しなければならない。
3. 会員等の会費等は、理事会の決定により、社員及び会員規程において定めるものとする。

第10条 会員等が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社または退会したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき。
- (3) 会費等固定の期日までに納入しないとき。

- (4) 除名されたとき。
- (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (6) 反社会的勢力と関係すると判明した場合。
- (7) 社員総会に参加した正社員の過半数の同意があったとき。

(退社)

第11条 正社員は、いつでも退社することができる。但し、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第12条 会員等が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員等として義務に違反したときは、一般社団及び一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第2項に定める社員総会の特別決議より、その会員等を除名することができる。

(抛出入会金会費の不返還)

第13条 既納の会費等、およびその他の抛出金品は、本定款第6章に規定される基金の返還を除き、返還しない。

(名簿)

第14条 当法人は会員等の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第16条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第17条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正社員の議決権の5分の1以上が出席し、出席正社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第19条 各社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### 第4章 役員および職員

(員数)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上
- (2) 監事 1名以上2名以内

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、正社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
4. 監事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(役員を選定及び職務権限)

第25条 当法人は代表理事1名、副代表理事1名、専務理事1名、常務理事1名を置くことができ、これを理事の互選により定める。

2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
3. 副代表理事、専務理事、常務理事の職責
  - (1) 副代表理事は、代表理事を補佐する。
  - (2) 代表理事に事故があったとき、または代表理事が欠けたときは、副代表理事がその職務を代行する。
  - (3) 専務理事は、代表理事、副代表理事を補佐し、主要な会務を執行する。
  - (4) 常務理事は、専務理事を補佐する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(顧問等)

第29条 当法人に、顧問、名誉代表理事、名誉理事、資格認定委員、法務委員、広報委員を置くことができる。

2. 顧問、名誉代表理事、名誉理事、資格認定委員、法務委員、広報委員は、理事会の推薦により代表理事がこれを委嘱する。
3. 顧問、名誉代表理事、名誉理事、運営委員、資格認定委員、法務委員、広報委員は当法人の業務運営上の重要事項について代表理事の諮問に応じ、必要な会議に出席し意見を述べることができる。
4. 顧問、名誉代表理事、名誉理事、資格認定委員、法務委員、広報委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、成果が望めないと判明したときは、代表理事はこれを解任することができる。
5. 資格認定委員、法務委員、広報委員は別途定める会員規定に基づいて各委員会を構成し、代表理事の所掌事項の諮問に対して答申する。

(事務局および職員)

第30条 当法人に、事務を処理するための事務局を設け事務局長および必要な職員を置く。

2. 事務局長および職員は、代表理事が任免する。
3. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は理事会が別途定める。

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画、収支予算に関する総会への報告
- (2) 会費等の金額
- (3) 事務局の組織、および運営
- (4) 総会付議事項
- (5) 上記各号に付随する一切の事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第34条第(2)号および第(3)号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事全員の同意があれば、理事会開催時に動議された決議事項の議決も可能とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、38条および40条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決にかかわることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（委任表決者にあつては、その旨を付記すること
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第42条 基金の募集、割り当て及び払込等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第7章 事業年度、事業計画、収支予算

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又支出することができる。
- 3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第8章 附則

- 1. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 2. 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	高橋 実
設立時理事	望月 保秀



設立時代表理事 望月 保秀

設立時監事 井村 進哉

3. 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。  
東京都豊島区目白2丁目5番28号  
望月 保秀  
東京都日野市落川1416番地の1  
高橋 実  
東京都文京区本郷4丁目9番25号  
井村 進哉
4. この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。
5. この定款は、平成24年5月23日に登記をもって施行する。
6. この定款は、平成25年6月22日に改訂する。
7. この定款は、平成26年11月1日に改訂する。
8. この定款は、平成29年5月25日に改訂する。
9. この定款は、平成30年6月28日に改定する。
10. この定款は、令和3年6月24日に改訂する。

この定款に相違ないことを証します。

令和3年6月24日

一般社団法人日本住宅ローン診断士協会  
代表理事 望月 保秀 印